

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定について

1 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画について

- ・滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第6条に規定する計画で、琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための指針
- ・現計画（令和3年度～令和7年度）の計画期間満了に伴い、改定を行う。

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（抜粋）

（基本計画の策定）

第6条 知事は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他の重要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、レジャー利用者および関係事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会の意見を聞くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

2 計画の期間

2026年度から2030年度までの5年間

3 今後の予定

令和7年 6月 琵琶湖レジャー利用適正化審議会への諮問・計画改定の方向性等を検討

9月 琵琶湖レジャー利用適正化審議会で次期計画素案の検討

11月 琵琶湖レジャー利用適正化審議会から答申・計画原案の作成

12月 常任委員会報告
パブコメの実施

令和8年 3月 常任委員会にパブコメ結果の報告
基本計画改定・公表